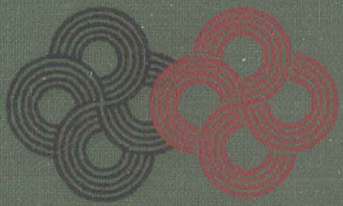

過庭紀談＝原瑜
嚶々筆語＝野之口隆正
花街漫録＝西村藐庵

9

日本随筆大成

第一期

吉川弘文館

日本随筆大成　第一期　第五巻
昭和二年八月廿八日発行
編纂者　日本随筆大成編輯部
代表　早川純三郎
発行者　吉川半七
発行所　日本随筆大成刊行会

日本随筆大成
〈第一期〉9
昭和五十年八月　十　日　印刷
昭和五十年八月二十五日　発行
編　者　日本随筆大成編輯部
発行者　吉川圭三
発行所　株式会社　吉川弘文館
〒113　東京都文京区本郷七丁目二番八号
電話東京八一三―九一五一〈代表〉
振替口座東京二四四番
製　作＝株式会社　たんちょう社

解　題

本集には、過庭紀談、嚶々筆語、花街漫録の三種を収める。

過庭紀談　五巻

原　雙桂　著

著者は生れながらにして好学の士と云うべきか、十歳にして伊藤東涯の門に学び、学事に勤んだため、「児今童年、惟学問断なければ可なり」と注意したのに対して、「蚤起して文字を尋思すれば、心下鬆爽を覚ゆ。稍々晏るれば則ち頭岑岑として、心裏甚だ安からず」と答えたと云う事である。内容は儒家として、詩賦、音韻、作詩法、文字、書籍、刊書、姓氏、署名式、墓碣題署法、葬式、其の他和漢の雑事について、詳細に論及、殊に太宰春台の斥非の説に論及、自説を陳べているものが多い。全篇純粋に学問的な記述で、所謂江戸随筆に往々見られる閑話などのやわらか味はないが、それだけ記述には重厚味の感ぜられるものがある。本書巻頭には、明和戊子（五年）の芥川丹邱の「故古河教授雙桂先生墓碣銘幷序」の一文あり。巻末には編者の原正道（雙桂の孫）の天保甲午（五年）の跋文がある。本書再刊に当って加賀文庫蔵、江島喜兵衛、天保五年版本を以て校合を行った。

原雙桂　名は瑜、字は公瑤、通称三右衛門。雙桂、尚庵はその号である。京都の人で、幼年の頃から神童の称があった。十歳の時伊藤東涯の門に学び、口誦手録昼夜廃しなかったと云う。十四歳にして父を喪い、大阪に移居するが、一時江戸に下り、青木昆陽、高野蘭亭、野口玄丈等と交った。大阪に残して置いた母を憶ってやまず、遂に江戸を離れ大阪に帰った。母歿するに及んでは故郷京都にまた帰った。雙桂は儒医であり、医家としての名が世に高かったので、二十八歳の時唐津侯の侍医に召

された。平生唐韻を学んでこれに通暁していたので、宝暦十年君公に従って鴻臚館に唐人と会話し、通事を要しなかった。君公も此れに一驚せられたと云う。土井侯が唐津より下総古河に移封せらるるや、また此れに従って仕え、晩年には儒学教授となって仕えた。屢々江戸にも遊び、儒名弥々高かった。明和四年九月二十日江戸にて歿した、享年五十。本郷吉祥寺町十八（現、文京区）、曹洞宗洞泉寺に葬られた。著書には「雙桂集」六巻其の他があり、「洙泗微響」「非朱」「詰物」「疑藤」の四篇があって、其の一家言を立てたが、稿を脱せずして歿した。原雙桂に就いては、原念斎著『先哲叢談』巻八、角田九華著『近世叢語』巻四等に記事がある事が知られている。

嚶々筆語　二巻

野之口隆正等　著

本書第一巻には正二位岩倉具集公の天保十三年正月の序文があって、「嚶々とは、もろこしにて、鳥の友を求る声なりとぞ」とある。野之口（大国）隆正は当時報本学舎を設けて、大いに国学関係の同志を集めていた時である。宰相岩倉具集もこの年に其の門人となっている。後年維新の大業を翼賛した玉松操、福羽美静、師岡正胤、千家尊福等と云う名士は皆この門下の人々である。隆正を唱主として集まる本集には、西田直養（元治二年三月十八日歿年七十七）、岡部東平（安政三年十二月二十七日歿年六十三）、妙玄寺義門（天保十四年八月十五日歿年五十二）の諸家がある。第二集は「嚶々筆話」とあって、これには天保十三年水無月の正三位千種有功の序が巻頭にあり。第二編には前記の人々の他に、平田篤胤、長沢伴雄、加納諸平、本居内遠、森田春郷（千種有功門人）、大橋長広（嘉永四年三月五日歿年七十四）、小泉保敬（有職家）、東平妻秋子（当時三都此の人の上に立つものなしと言われた才女）等に同志の人々も広がっている。内容は、一巻は隆正の教説以下十六篇、第二巻は長沢伴雄の有職古実弁以下十九篇で、何れも其の人々の専攻する分野の考説である。而

试读结束：需要全本请在线购买： www.ertongbo

して二巻刊行の東平、直養、隆正、春蔭などの配慮によってまとめられ、弘文堂から刊行された事が、巻頭の「ゆゑよし」の一文によって知られる。なお第三輯をも刊行の心組であったが、此れは実現せられなかったようである。当時の京都の皇学の一般を想見する好き資料である。

大国隆正　また野之口隆正で一般には知られている。幕末明治にわたる国学者で、その門下から玉松操、福羽美静を出し、其の説く所は明治維新の成立に大きな力を与えたため、其の研究は実に多い。今はその極く概略を記して略伝としたい。本姓は藤原であるが、其の祖が興国正平の頃、小泉、今井、野之口の三庄を領していた事から、野之口を姓とし、又今井とも称した。父秀馨が津和野藩亀井家に仕え、隆正は寛政四年十一月二十九日、江戸桜田の亀井家邸内に生れた。文化三年十五歳にして、今井一造と称して平田篤胤の門人になっている。此れが隆正の国学の基礎を固めた事になるのであるが、其の後昌平黌に入って古賀精理に学び、宣長を欽慕しては村田春門の門人となって音韻の学等を学んだ。長崎に遊んでは吉雄権之助に就いて西洋理学をも習得した。其の上画は増山雪斎の教を受けたと云う。かくして、自説の確立するにつれて、父の跡目を継いで亀井侯に仕えたのであるが、自説を貫かんとして、或は累の津和野藩に及ぶ事をも考えて、文政十一年脱藩、天保三年弟子を集め書を講じたのであるが、赤貧洗うが如く、天保五年の神田の火事に類焼一切を失い、遂に妻子を兄井上忠に托して、大阪に下った。然し天保六年には妻子を迎えて、京阪に其の主張する皇学を唱導して、冷泉為恭、太田垣蓮月等と交り、本学の名も漸々顕われ、天保七年小野藩一柳末延に仕え、帰正館の創立を遂げた。而して京都に居を移してから報本学舎を起し、国士と会してはその唱導に努め、天保十三年には「嚶々筆語」が成ったのであった。以後其の説く所の勤王の大義は鷹司政通、阿部正弘、徳川斉昭等の知遇支持を受け、身は再び嘉永四年には藩籍に復し、津和野藩の養老館の教授とな

った。明治維新後は徴士となり、内国事務局権判事、神祇事務局権判事、宣教使御用係等を勤めた。而して明治大業の基礎を作って、明治四年八月十七日、東京大名小路徳大寺家令小川持正の家に歿した。享年八十。赤坂霊南坂陽泉寺に葬られた。『大国隆正全集』七巻、野村伝四郎編があり。其の伝記研究書は、法政大学史学科編『日本人物文献目録』等を見られたい。今ここに枚挙するにはあまり煩らわしい程多い。

花街漫録　二巻

西村藐庵　著

本書は、吉原江戸町二丁目の名主であり、雅人でもあった著者が、元吉原町之絵図以下三十五項にわたり、古図古文献其の他を図録して一々解説を附した随筆で、或は著と云うよりも編とする方が遙かに適当かもしれないと思われる。図は鈴木其一の筆になり、文字は著者自身の筆である。巻頭には文政八年三月の酒井抱一の序があり、巻末には近衛三藐院流の筆にて自跋を草して、雅味をそえている。なお本書再刊に当っては、国立国会図書館蔵の槻原芳埜旧蔵本と、都立中央図書館蔵加賀文庫旧蔵本とを校合に使用した。この加賀文庫本は「只誠蔵」「関根」の印記がある本で、喜多村信節の「花街漫録正誤」が移写されている。この「花街漫録正誤」は旧版大成第十巻にも、山崎美成の附言を添えて収めてあるが、少しく異同もあり、別巻に収められているより同巻に収められている方が見るにも好都合であるから、ここにも附して置いた。殊に文末の只誠書入と思われる藐庵の前身は摺師であったと云うようなことは、「閑談数刻」にも見えぬ所である。依ってここにも収録する事にした。この記事記入については栗原野里子氏の筆労を煩した。

西村藐庵　吉原江戸町二丁目の名主、通称佐兵衛、名は伊之、字は宗先、号は藐庵、歌仙廬等と号

した。初め摺師であった。後西村家に入って名主を継いだ事は、関根只誠翁書入によって初めて知る所である。多才の雅人で、筆跡は近衛三藐院を学んで藐庵と名附け名筆であり、和歌は正木千幹を友として、伊村とも称した。琵琶は勝氏に習い、河東節は七代目河東東雲等に学び、茶は宗偏流を学び、五代乾山の名を継ぎ、上京して法橋ともなった。年五十二歳にして浅草寺奥山に隠居して人丸堂を建てた。又古筆や茶器の目利にも通じていた。著書には本書の外に「茶家印譜」等もある。又道風佐理行成の中字百八字形を、世に珍敷ものだからとて、石摺にして人々に贈ったと云う。この字の刻者が浜村蔵六であると云う。「奥山の自庵にて」として、左の歌が「閑談数刻」に載せてある。

軒近く風にみたるゝ荻の葉の音さへすめる秋の夜の月

其の収蔵の書画、茶器の類は、歿後火災によって亡んだと云う。嘉永六年十一月二十日歿した、享年七十。法名釈藐庵宗先居士、浅草等覚寺に葬られた。この略伝は「閑談数刻」によった。なお西村藐庵については、「西村藐庵」三村清三郎稿（「画説」三一）、「五代乾山西村藐庵」鈴木半茶稿（「陶説」五五―五八・六〇・六二）がある。

目次

過庭紀談……一
嚶々筆語……三
花街漫録……三九

（解題　丸山季夫）

雙桂原先生著

過庭紀談

全五卷

天保甲午四月新鐫　修德齋藏梓

千里必究
不許翻印

试读结束：需要全本请在线购买： www.ertongboo

故古河教授双桂原先生墓碣銘并序

君諱瑜字公瑤姓原氏尚菴、其別号双桂其館号平安人、其先出自上総介平常胤而戦国之際甲将美濃守原虎胤七世之孫也。先考諱光茂以処士世住平安娶原氏出自源氏非同姓也。享保戊戌十月戊子生君於三条街。君幼穎悟機敏有神童之称焉。年甫十四歳喪先考哀瘠若成人焉。先妣原氏寡居善治家事乃命君師事伊藤東涯先生。君礪精勤学博聞彊記塾中無出其右者焉。先生屢称後進領袖也。弱冠有志医術南之浪華東遊武都研究方技家言探源素霊帰根長沙著傷寒私断若干巻兼博学善属文声名藉甚。時先妣倚浪華兄家君欲迎養而之浪華、適先妣病劇君侍病尽孝夜則祈天乞以身代之先妣竟不起、君居喪毀瘠殆欲滅性、竟喪不復往於武都、帰於平安業医療痼愈癈起死回生、故四方延招雲集麕至殆無虚日焉。延享二年乙丑君歳二十八良医之名震於四方肥之唐津侯以厚幣礼徴君応之至唐津為侍医藩中士民沈痾応手奏効焉。長崎之地去唐津三百里華和互商之場、国家置鎮台官吏唐津島原二侯間歳巡視以備非常矣。宝暦十年丙辰君年四十三扈従于唐津侯巡視、侯臨鴻臚舘華客迎謁侯命君接伴、君素通象胥家言善操華音不仮訳士、若華客謬呼郷音君輒哂改呼、又唱詩余小曲音響中腔華客相視愕然、侯大喜。侯臨福済寺寺主華僧也出所蔵書画巻軸数十品呈、覧侯亦命君鑒定、君読誦若流悉言年代工拙華客不能読者一覧輒読。侯又大喜帰藩之後賜賞賚、明年特命改医員擢為儒学教授改称三右衛門。君感其知遇得遂其夙志益研精六経至忘寝食。藩中士庶遊其門者日成群、君諄諄善導成徳達材者七十余人多士之称聞於郷邦焉。宝暦十三年癸未之夏侯移封于下総古河、蓋其先封也君亦従移焉。明和四年丁亥之春告暇携其子敬仲出遊武都、蓋以古河僻地頗乏文献故出居武都欲広交四

方俊傑、及普考経解群籍徴共家学也。居者不久都下有火災、君旅邸亦延焼時瓜期亦逼乃帰古河、是歳秋八月再告暇出武都寓蠣殻街之邸、九月患疫疾臥褥二旬余衆薬無験君預識病不起、遺命敬仲曰吾死則勿帰葬、就葬斯地墓誌若銘有、旧友芥彦章在汝以状請夫人我知己也、必不負所託矣嗚呼命也、夫天不俾仮我以数年畢大業命也。夫言畢不再言、閏九月乙丑卒享年五十歳。越三日葬于武都城北駒籠吉祥寺中。君娶大石氏生三男二女、長良胤字朴伯聡敏夙悟有乃父風、年甫十九患脚疾先君卒、次恭胤字敬仲嗣承家業俊爽英邁不減父兄、次光寛早夭長女嫁尾河原氏季女年幼在家、君為人隆準細眼面若重棗音吐如鐘少壮豪邁不覇好節俠、既就宦途折節恭謙篤実、晩年徳行醇粋為一藩模楷焉。初慶元以還吾邦学者専宗程朱性理之説、伊藤仁斎先生晩起平安始唱古学風靡海内、近時徂徠物先生勃興、武都別立一家号称古学、三家学者互相詆排莫能統壱焉。君憤然志究其淵源、潜思焦慮鑽研多年、遂著非朱詰物疑藤洙泗微響四書、指斥三家疵瘕闡明洙泗、蘊奥卓然別立一家之学焉。其余所著有桂舘野乗過庭紀談桂舘詩軌桂舘文集各若干巻、其文専宗秦漢長于叙事雄俊奇古、其詩専尚漢魏盛唐然自以其才気勝之、其横放雄厲莫可得而羈束也。又工書善音律通象胥家言兼通武術善運鎗御馬、凡所学莫不兼究。其天性爾煥相友称知己、今也受其遺託所為君誌且銘、安能文所不為君誌且銘也、安能忍君負也。故不固辞為誌若銘若其譜系則具于状中銘曰、

海西東轍迹巡等群儒建大論考古聖不謬倫命世傑先覚民

明和戊子夏五月

友人　平安芥煥彦章撰

目次

一之巻

詩賦ヲ作ル声韻ト唐音ニ通ズルニアリ　九
声韻学ノ唐音ハ通事ノ唐音ト大ニ相違　九
唐音ヲ知ズシテ韻鏡学ニ誇ル謬リ　一一
韻鏡ノ書ニ唐音ヲ知ル例ヲ挙ル謬リ　一一
反切四声孫炎沈約ヨリ前ナルコト　一一
反切ニテ帰字ノ四声ヲ知リ義理亦転ズ　一一
三十六字母ヲ司馬公ノ作ト云謬リ　一三
反切ノ二字ヲ父字母字ト称ス謬リ　一四
古今韻同カラザルヲ叶韻ト称ス誤　一四
于鱗梁有誉平仄ノ誤用　一五
五言律五言排律ハ仄起ヲ正調トス　一五
和韻ニ次韻依韻用韻ノ三法　一六
王粛ガ妻ノ詩次韻ノ濫觴　一六
探韻ニ披鈎次韻ノ法　一七
七言排律ハ杜少陵ノ創体ニ非ト云謬リ　一八
七十ヲ七帙八十ヲ八帙ト称ス謬リ　一八
倭寇海寇　一八
辛酉甲子ノ歳　二一
小諸侯ヲ国ト書マジト思謬リ　二三
諸侯ノ臣ヲ家臣家老ト称ス謬リ　二三
本邦ノ天子ヲ帝或ハ皇帝王ト称シ奉ル謬リ　二三
正五九月吉月ニ非ズ　二四
元日ノ屠蘇　二四
冬至ヲ短至ト称セズシテ長至ト称ス　二五
王者ノ正朔ヲ改ラル、鄭玄ガ謬説　二五

二之巻

文字　二六
仮名真名　二六
倭訓ハ吉備公作ト云徂徠ノ謬リ　二六
花ノ字出所　二七
漢末ノ省中ト云ハ官署ニアラズ　二七
洛陽ノ洛ヲ雒字ニ書謬リ　二七
壱弐参肆伍等ノ字　二七
磔刑中華ト異並本邦磔刑ノ始リ　二八
漢魏晋ニ云楷書真書正書　二八
草書百韻歌　二九
漢魏叢書ノ天禄閣外史　二九
一巻ヲ一弓一条ヲ一則ト云儒書ノ辞ニ非ズ　二九
秦ノ蒙恬始テ筆ヲ造ト云謬リ　二九
本邦ノ扇中華ニ渡ル始リ並石川丈山ノ詩謬リ　三〇
扁額墓碑ニ之ノ字ヲ用ル法　三〇
槻柩　三一
陳拾遺杜拾遺ノ廟並本邦京都ノ焔魔堂　三一
官衙　三一
喪闋テ復官人トナルヲ復起起復ト称ス謬リ　三一
右文左武　三一
画師ノ謬リ　三一
関羽ヲ漢ノ寿亭侯ト称ス謬リ　三二
関羽ヲ神トアガメシ始リ　三二
地黄蘿茯　三二
茶ヲ飲ム始リ　三四
詩文集自ラ板行スル始リ　三四
板行並活字板ノ始リ　三四
禅之余暇ト云謬リ　三四
寺ト云字古ヨリ三変　三四
唐土ノ人僧トナル類ノ始リ　三五
釈迦如来ノ生時並出家成道ノ年紀　三五

宋ノ明教覚範並復性説ノ始リ　三六
本邦僧ノ文人　三七
周茂叔ノ学陳希夷ヨリ出並朱子ノ妄説　三七
太極図説　三八
宋儒ノ学　三九
瀟湘八景ノ詩　四一

三之巻

複姓ヲ単姓ニス謬リ　四八
春台古ノ姓氏ヲ知ラズ　五三
春台日本ニ姓氏ノ分チ非ザルヲ知ラズ　五四
近衛一条二条ノ類ヲ氏ト思フ謬リ　五七
日本ニ本ノ氏今ノ氏　五八

四之巻

諸侯世子ノ墓碣題署ノ法並君公二字ノ弁　六九
諸侯公子ノ墓碣題署　七一
諸侯女公子ノ墓碣題署　七二
御旗本ノ墓碣題署受領叙爵ヲ書ス法　七三
尿非訳文筌蹄巻首題署ノ謬リ　七四
仮名草紙作者ノ姓名ヲ題署ス謬リ　七五
郷里ヲ書スル例尿非ノ謬リ　七五
題署ニ本国ヲ書ス又其姓ノ望ヲ書ス法　七六
文翰詩書画ニ印章ヲ押ス法　七六
本ノ氏今ノ氏両ナガラ書ス法　七八
日本諸侯墓碣題署ノ法　七九
公ノ字三公以下ニ用ラレマジト思謬リ　八四
諸侯夫人ノ墓碣題署ノ法　八五
夫婦ヲ合葬ス題署　八六
諸侯ノ墓碣題署受領叙爵ヲ書セザル法　八五
御旗本ノ夫人墓碣題署　八六
御旗本嫡子庶子女子墓碣題署　八八
無爵ノ御旗本並侯国ノ諸士ノ墓碣題署　八九

諸侯国老ノ墓碣題署　八一
諸侯ノ臣並隠居幼弱ノ墓碣題署　八二
無爵御旗本並国老諸士ノ妻墓碣題署　八三
処士及妻ノ墓碣題署　八四
庶人及妻ノ墓碣題署　八五
墓表ニ嗣子某建ト書謬リ　八七
墓表ノ傍ニ孝子某奉祀ト書謬リ　八七
墓祭　八八
墓誌　八八
墓碑墓碣ノ制　九〇
碑誌銘ヲ天下ノ文人ニ求ム孝子ノ心　九二

五　之　巻

葬師風水ノ説　九五
招魂ノ葬リ　九六
碧葬　九六
祔葬従葬陪葬義塚　九六
神主ノ粉面及陷中題署ノ法　九七
神主ノ制伊川ノ謬リ　一〇三
古ヘ諸侯以下神主ノ制無シ　一〇四
古ノ天子諸侯神主ノ制　一〇六
古ノ尺度　一〇八
廟制祭礼　一一〇
神主神牌ノ説徂徠ノ謬リ　一一三
神牌題署ノ法　一一五

総計百八条

试读结束：需要全本请在线购买： www.ertongboo